

平成29年 第1回

長与町議会定例会会議録

平成29年 3月 7日開会

平成29年 3月24日閉会

長与町議会

平成29年第1回長与町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成29年 3月 7日
本日の会議 平成29年 3月 7日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 中山 庄治 君 議事課 長 富永 正彦 君
課 長 補 佐 細田 浩子 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君
住 民 福 祉 部 長 久松 勝 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君
健 康 保 険 部 長 谷本 圭介 君 水 道 局 長 木島 英利 君
会 計 管 理 者 谷本 清 君 建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君
水 道 局 理 事 吉田 邦彦 君 教 育 委 員 会 理 事 近藤 徳雄 君
秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君 総 務 課 長 山本 昭彦 君
契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君 地 域 安 全 課 長 山口 功 君
政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君 財 政 課 長 田中 一之 君
税 務 課 長 荒木 秀一 君 収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君
土 木 管 理 課 長 日名子達也 君 産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君
福 祉 課 長 森川 寛子 君 こ ど も 政 策 課 長 村田ゆかり 君
住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君 健 康 保 険 課 長 志田 純子 君
介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君 下 水 道 課 長 濱 伸二 君
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君 生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 森 省二 君 情 報 管 理 室 長 江頭 幹夫 君

会議録署名議員

5番 饗庭 敦子 議員

6番 安藤 克彦 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 11時34分

平成29年第1回長与町議会定例会
議事日程（第1号）

平成29年 3月 7日（火）
午 前 9時30分 開 議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	—	議長報告	
4	—	行政報告	
5	—	施政方針説明	
6	1	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	
7	2	長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
8	3	長与町個人情報保護条例及び長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	
9	4	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
10	5	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
11	6	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
12	7	長与町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例	
13	8	長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	
14	9	長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	
15	10	長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
16	11	和解及び損害賠償の額を定めることについて	
17	12	和解及び損害賠償の額を定めることについて	
18	13	平成28年度長与町一般会計補正予算（第5号）	
19	14	平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	

平成29年第1回長与町議会定例会会期日程

◎ 会期 3月7日(火) ~ 3月24日(金) 18日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
3	7	火	9:30	本会議	議長報告、行政報告、施政方針説明 議案上程(提案理由説明) (全員協議会)
	8	水	9:30	本会議	一般質問(5名) (午前)吉岡議員・饗庭議員 (午後)安部議員・分部議員 金子議員
	9	木	9:30	本会議	一般質問(5名) (午前)浦川議員・山口議員 (午後)西岡議員・河野議員 中村議員
	10	金	9:30	本会議	一般質問(1名) (午前)堤議員 議案に対する質疑・採決(委員会付託以外の議案) 議案に対する質疑・付託(委員会付託議案)
	11	土	—	休 会	
	12	日	—	休 会	
	13	月	9:30	委員会	付託案件審査
	14	火	9:30	委員会	付託案件審査
	15	水	9:30	委員会	付託案件審査
	16	木	9:30	委員会	付託案件審査
	17	金	9:30	委員会	付託案件審査
	18	土	—	休 会	
	19	日	—	休 会	
	20	月	—	休 会	
	21	火	9:30	委員会	付託案件審査
	22	水	9:30	委員会	付託案件審査
	23	木	9:30	委員会	付託案件審査予備日、委員長報告取りまとめ
	24	金	9:30	本会議	委員長報告・採決(委員会付託議案)

8 日	午前	吉岡 清彦 議員 ① 職員増が町民に与える影響について ② 資源化物拠点回収事業の条例化を図れ について ③ 公園の整備について
		饗庭 敦子 議員 ① 公共施設等の料金改定について ② メンタルヘルス対策について
	午後	安部 都 議員 ① 障がい福祉と人権教育行政について
		分部 和弘 議員 ① 町長が思う町づくりについて
		金子 恵 議員 ① 高齢者福祉政策について ② 姉妹都市の考え方について
	9 日	午前
山口 憲一郎 議員 ① 社会的弱者への支援について		
午後		西岡 克之 議員 ① 本町の福祉政策について ② 本町の商業振興策について
		河野 龍二 議員 ① 公共施設の町民有料化撤回について
		中村 美穂 議員 ① 長与南小学校給食共同調理場の職場環境について ② 町の情報発信について
10 日		午前

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。ただいまから平成29年第1回長与町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、饗庭敦子議員、6番、安藤克彦議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月24日までの18日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって会期は、本日から3月24日までの18日間に決定いたしました。

次に、日程第3、議長報告を行います。

議長報告であります。お手元に配付したとおりであります。

次に、請願、陳情文書表について申し上げます。会議規則第91条並びに第92条の規定により、請願第1号につきましては総務文教常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。なお、陳情につきましては参考配付といたします。

これで議長報告を終わります。

次に日程第4、行政報告を行います。行政報告の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。春の蕾もほころぶ季節となりまして、議員各位におかれましては、ご健勝のこととお喜びを申し上げるところでございます。平成29年第1回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、大変ご多用の中に御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。本日から開会をしていただくわけでございますけれども、本議会におきましても新年度の当初予算をはじめ多くの議案をお願いいたしております。

長期間になるかと思えますけれども、どうぞよろしくご審議をいただき、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは平成28年12月から平成29年2月にかけての行政報告をさせていただきます。お手元に資料を配付させていただいておりますので主要な部分だけご報告をさせていただきます。12月1日に民生委員児童委員委嘱状伝達式を執り行いました。今回、任期満了に伴い22名の委員の皆様がご退任されております。これまでのご尽力に対しまして心から感謝を申し上げる次第でございます。27日には長崎広域連携推進協議会が開催され、長崎市と長与町及び時津町において長崎広域連携中枢都市圏連携協約を締結しております。連携協約の締結により2月9日には長崎連携中枢都市圏ビジョン会議が開催され、今後、各市町が連携して推進する具体的な取組など連携中枢都市圏ビジョンの策定について協議を行っております。

1月に入りまして、8日に長与町成人式を執り行い、本町では594人が晴れて成人の仲間入りをしております。翌9日には長与町消防出初式を執り行い議員各位におかれましては両日ともに多くのご出席をいただき心より感謝申し上げます次第でございます。14日には国土交通省から都市局市街地整備課長が来町され、西高田線と高田南土地区画整理事業の現地を視察していただき事業の概要や進捗状況について説明を行っております。これらの事業の早期完成及び財源確保へ向け27日には九州地方整備局へ、2月10日には国土交通省への要望を行ってまいりました。17日の長与町高齢者等見守りネットワーク事業に関する協定締結式におきましては、生活共同組合ララコープ様及び町内にある4郵便局様と高齢者等の見守りについての協定を締結しております。これは誰もが住みなれた地域で安心して生活できるように、町と地域住民、関係機関が共同で行うもので、宅配など日ごろの業務の範囲の中におきまして気付いた異変を連絡していただき対応するものとなっております。18日に行われたほっとミーティングでは老人クラブ連合会の皆様と意見交換を行い、老人会の魅力についてのPRや4月からの公共施設使用料の改定についてなど貴重なご意見を拝聴しております。

2月に入りまして、15日に子ども子育て会議を開催し、子供の保護者や子育て支援関係者など専門職の方を交えて、長与町子ども・子育て支援事業計画の点検、評価並びに見直しを行っております。23日には今回で2回目となる総合教育会議を開催し、会議では平成29年度の教育政策について教育委員会と意見交換を行っております。

また、12月議会で議決いただきました各公共施設使用料の一部改正につきましては、先日、開催いただきました全員協議会の中でご報告申し上げましたとおり利用者団体への説明も終了し、子供たちや高齢者などの負担を抑え町民の皆様が利用しやすい減免の詳細について整備したところでございます。

以上が12月から2月にかけての行政報告でございます。その他、お手元に配付のとおり多くの会議、事業がっております。次に載せております5,000万円未満の入札結果とあわせましてご参照いただければと存じます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

次に、日程第5、施政方針の説明を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

本定例会におきまして、平成29年度当初予算をはじめ各種の議案審議をお願いするにあたり、今後の町政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。現状を放置すれば4分の1以上の地方都市が消滅する可能性があると言われる我が国の危機的な人口減少と地域経済縮小に適切に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、国と地方が一体となり、東京への人口一極集中の解消と出生率向上を主眼とした、まち・ひと・しごと創生を強力に推進していることはご案内のとおりでございます。さらに国はデフレ脱却と経済の好循環

を確実なものにするため、観光立国、国土強靱化、女性の活躍、働き方改革などの施策をあわせて推進しているところでございます。先の第193回国会における経済演説では、これまでに名目GDP、実質GDP、雇用者数、失業率、賃上げの状況等、いずれの指標も大きく改善し景気は緩やかな回復基調にあるとし、デフレではない状況を作り出したとの言及もあっておりますが、地方にその実感は乏しく東京圏と他の地域で稼ぐ力の差が生じているとも指摘されています。加えて、東京圏への転入超過が4年連続で増加するなど、東京への人口一極集中はむしろ加速しており、地方が相変わらず厳しい状況に置かれる中で、真に実効性があるまち・ひと・しごと創生の取組が求められております。長崎県の状況を見ても、平成28年の1年間に全国8番目となる5,573人の転出超過、依然として大幅な人口減少が続いております。

幸い本町の人口は横ばいで推移していますが、進学、就職の年齢層が大幅な転出超過にあるという地方特有の構造的な問題を抱えており、将来的に一定規模の人口を維持し、持続可能で活気ある地域社会を維持していくためには、本町の強みを最大限活かした付加価値の高いまちづくりが重要であることは言うまでもございません。

本町の子育て、教育環境や自然環境と都市機能が調和した暮らしやすさは、内外で高く評価されておりますので、その強みに一層磨きをかけ、出生率の向上と子育て世代を中心とした定住者の増加を目指してまいります。

私は、これまで一貫して幸福度日本一のまちづくりを標榜してまいりました。それは取りも直さず町民の皆様の本町で結婚、出産、子育てをし、豊かで充実した社会生活を送り、最後の瞬間まで住み慣れた地域で穏やかな老後を過ごしていただきたい。また町外からも本町に移り住み、そういった地域づくりの仲間に加わっていただきたい、そういう思いでございます。そういった人に優しい成熟したまちを創るための処方箋として策定したものが、国の総合戦略に呼応した本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略及び当該戦略を包含する第9次総合計画でございまして、両者を一体的に推進することとしております。いずれも策定後2年目に入り、その進捗と実効性が問われる段階となっております。中でも全庁的な取組である公共施設等総合管理計画、長崎広域連携中枢都市圏ビジョン、地域公共交通網改善計画、地域包括ケアシステムにつきましては、計画策定、体制整備等を終え実施段階へ移りつつありますが、いずれも将来の長与町を左右する重要な取組でもあり、町民の皆様をはじめ、各種機関、団体、関係自治体との効果的な連携、協働に努めつつ、その効率的、効果的な実施に注力してまいります。

その他、各所管における各種の事務事業につきましても、数値目標やKPIを含む所期の目的を達成すべく総合的かつ着実な推進を図り、引き続き幸福度日本一のまちを目指してまいります。

続きまして、財政運営に関する諸課題でございます。平成29年度予算編成に関して、国は前述のとおり雇用、所得環境が着実に改善し、経済の好循環が生まれているとしながらも、財政健全化に向け歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進するとし、

地方にも同様の姿勢を求めています。長崎県におきましても、近年の社会保障関係費の増大や地方交付税の抑制により厳しい財政運営を強いられていることから、分野を問わず踏み込んだ検討を実施し、切れ目のない行財政改革を推進するとしております。

本町も同様に、社会保障関係費の大幅な伸びと減少傾向にある地方交付税、さらに現在進行中の大型事業により厳しい財政運営を強いられています。加えてベッドタウンである本町の特性から将来的に税収の大幅な減少が避けられないことを踏まえ、基金残高や起債残高、健全化判断比率等に十分留意しながら将来にわたって財政の健全性を維持して行くことが非常に重要でございます。こうしたことから平成29年度予算編成につきましては、一部経常経費等へのシーリング導入や各種補助金の見直し、資機材調達手法の再検討など、これまで以上に厳しい姿勢にて経費節減に努めたところでございます。今議会にてご審議いただく平成29年度一般会計当初予算の規模は122億130万円、骨格予算であった平成28年度比で0.8%の増、平成27年度比では3.9%増という状況でございます。予算の執行にあたりましては費用対効果を常に念頭に置き、効率的かつ成果を重視した行財政運営に努めてまいります。さらに、補助金の見直しや高田南土地地区画整理事業へのPFI手法の導入可能性につきましても引き続き検討をまいります。

それでは、平成29年度における重点施策、主要事業等につきまして、所管ごとにご説明いたします。

まず総務部でございます。平成28年度は町民ニーズや行政課題に柔軟かつ迅速に対応でき、町民にとって明確かつ利便性の高い組織機構とするため、組織機構の見直しを実施し、また第4次長与町行政改革大綱に基づく実施計画を策定いたしまして、効率的な行財政運営に努めてまいりました。平成29年度におきましても、引き続き第4次長与町行政改革大綱実施計画に基づいた行政改革の遂行、また業務改善活動にも取り組みながら、事務の効率化、経費の節減、事業の充実、住民サービスの向上を目指し、効率的、効果的な行政運営に努め、一層の行政改革を推進してまいります。その他、人事評価制度や職員研修制度などを活かした職員の意識改革、資質向上のための人材育成や時間外勤務の状況や業務量の変化に応じた人員配置を継続して行うことで事務事業を処理し得る組織編成を図ってまいります。

情報管理部門におきましては、安定的な電算システムの運用管理を図るとともに行政事務の効率化を進め、さらなる住民サービスの向上を進めてまいります。また社会保障・税番号制度における情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が平成29年7月から開始されることに伴い、情報照会などにかかる業務運用が円滑にできますよう関係所管課への情報連携支援を行ってまいります。

消防防災事業では、消防団を核とした地域防災力の充実強化を図るため、活動の拠点である消防格納庫の建て替えを行うとともに、消防装備の改善や団員の処遇改善を図ってまいります。また、被雇用者団員の増加に伴い、消防団員を雇用する事業所の消防へ

の理解と協力を得ることが不可欠となっているため、消防団協力事業所表示制度の普及を行いながら団員確保を図ります。

さらに、安全安心な暮らしを支える最も身近な住民組織である自治会や各地区コミュニティの活動を引き続き支援するとともに、活動に対する理解の醸成と、加入、参加の促進を図るため、広報誌やホームページ等の各種媒体を活用した情報発信に努めてまいります。交通安全対策事業では、交通安全思想の普及、浸透を図るため、季節ごとの交通安全町内パレードを実施しながら、交通安全教育や参加体験型講習会などを開催し交通安全意識の啓発及び交通マナーの向上に努めるとともに、引き続き高齢者運転免許証自主返納奨励事業を通して高齢者運転による交通事故の減少に努めてまいります。また、防犯対策事業として警察や防犯協会をはじめ、自治会や地域コミュニティなどの関係機関、団体と連携して犯罪を未然に防ぐまちづくりに努めます。なお、夜間における防犯環境を整備するとともに、消費電力削減により財政負担を軽減するため、防犯灯をLEDへ交換する事業を引き続き実施いたします。

次に、企画財政部でございます。まず、現下の本町のまちづくりの基盤である長与町第9次総合計画及び長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、数値目標やKPIを意識した実効性のある事務事業評価及び施策評価を実施するなど、所管各課との連携により適切な進行管理に努め、一層のPDCAサイクルの定着と両計画の一体的かつ効果的な推進を図ります。また、平成28年度に策定を終える長与町公共施設等総合管理計画におきましては、施設に関する情報を一元的に管理するデータベースの整備と庁内体制の構築を進めるとともに、主要施設の劣化状況調査を実施し、将来の施設の方向性について検討を進めてまいります。さらに新たな公共交通システムに関しましては、平成28年度に策定を終える長与町地域交通網改善計画に沿って、運行形態、ルート、ダイヤ、料金、委託事業者など具体的な検討と各種の調整、地域公共交通会議での議論を経て、その一部の年度内の試験運行を目指します。平成28年12月に連携協約締結を終えました長崎市、時津町との1市2町による連携中枢都市圏形成につきましては、今月中に長崎連携中枢都市圏ビジョンが策定され、以降、連携協約と都市圏ビジョンの実現に向けた所管同士の具体的な協議が始まることとなっております。適切な役割分担による効率的、効果的な事業構築に加え、新たな領域での連携の可能性についても検討してまいります。財政運営につきましては、まちづくりの指針である長与町第9次総合計画に係る施策を展開する一方、健全で持続可能な財政運営が求められているところでございます。その実現には、国同様、財政の質の改善を図り、政策効果が乏しい歳出を政策効果の高い歳出に転換することが求められており、事務事業評価による事業の必要性、緊急性の見極め、併せて限られた財源のなかで最大の効果を上げることが必要となります。また、今後も増加の一途をたどると予想される社会保障関連経費、現在進行中の高田南土地区画整理事業、西高田線街路事業等大型事業に係る経費、公共施設の整備更新、維持管理経費等により、将来的に厳しい財政運営を強いられるであろうこ

とから、経費の削減に留まらず、新たな財源の確保も併せて検討を要するものでございます。このような状況のなかで、事業の優先順位を的確に判断するとともに各種財政指標の動向に留意しながら、健全財政の堅持に努めてまいります。課税事務につきましては、町税が本町の歳入の根幹をなすことから、課税客体の的確な把握と適正かつ公平な課税に努めてまいります。収納推進業務におきましては、平成28年度より債権徴収業務の効率化を図るため各債権の一元化を図ったところでございます。加えて、収納管理システムの改修を終えたことで債権回収体制が整いましたので、さらなる債権回収に努めてまいります。また、滞納者の生活改善対策といたしまして、ファイナンシャルプランニング事業を取り入れ、生活改善による安定的な納税につなげてまいります。

続きましては住民福祉部でございます。少子高齢化社会の中におきまして、住民の皆様方の福祉と子育てと環境を守り、皆様方の生活と密接なつながりを持つ業務であることを自覚し、親しまれ利用しやすい対応を第一に考え町民サービスの向上に努めてまいります。住民窓口では、行政の基盤となる住民基本台帳、戸籍及びマイナンバー情報などの厳格な管理運用を行い、信頼されるサービスの提供を行います。環境分野につきましては、将来にわたり町民が安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境の確保が必要です。そのため、環境の保全と創造に関する基本的、総合的な施策を実施、推進するとともに、町民及び事業者の自発的な活動の支援や町との協働の活動を推進してまいります。また、循環型社会の構築、低炭素社会の形成を目指して、現在のみならず次世代に引き継ぐためにも更なる資源のリサイクルの啓発、促進を図るとともに、ごみの減量化、地球温暖化防止対策などの施策を推進してまいります。施設につきましては、ごみ焼却施設であるクリーンパーク長与とリサイクル施設の時津クリーンセンターが循環型社会形成に向けた拠点施設として稼働しているところでございます。これらの施設を中心とした減量化、再資源化、再利用などについて推進していくとともに、焼却施設関連の板の浦公園整備工事に着手いたします。さらに粗大ごみを容易に出せない方々への対策として、平成29年度から粗大ごみ有料戸別収集を実施いたしたく、必要な条例改正案を今定例会に提案いたしております。ごみの減量化につきましては、生ごみ減量、適正な分別の周知徹底を行い、保健環境連合会及び環境サポーターとの連携を密にして、より一層の推進を図ってまいります。資源化物の拠点回収につきましては、循環型社会形成、地球温暖化防止の観点からこれまで同様、保健環境連合会をはじめとする町民皆様方のご協力を頂き実施してまいります。また、環境問題の啓発及びリサイクルの推進を図るため、町内で回収されました牛乳パックを再生利用した啓発用トイレットペーパーを作成し、町内小中学校等の公共施設での使用及び各種イベントでの配布を行い、更なるリサイクル意識の啓発に努めてまいります。

次に、子育て支援につきましては、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援と個別ニーズに対応したサービスの提供に努めるため、利用者支援事業の母子保健型に加えて基本型も実施し、子育て世代包括支援センターの拡充を図ります。さらにセンターを核

とした子育て支援関係者の連携に努め、ネットワークの機能強化に取り組みます。また、保育所並びに放課後児童クラブの整備に取り組み、保育環境改善と受け皿の確保に努めます。地域福祉につきましては、子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、見守りネットワーク事業の充実を図ります。また、避難行動要支援者管理システムを導入し、支援者名簿の適切な管理と個別計画策定に向けての準備を図ってまいります。障害者福祉施策につきましては、誰もが社会を構成する一員として社会参加ができるよう、自立支援並びに地域生活支援事業の推進に努めてまいります。

続きまして健康保険部でございます。健康づくりにつきましては、第2次健康ながよ21、健康づくり計画に基づき、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標に取組を進めてまいります。健康づくりの第一歩は、健診を受診し、自分自身の健康状態を知っていただくところから始まります。受診率向上に努めるとともに、健診結果によって、かかりつけ医への受診勧奨や生活習慣改善など、一人ひとりの生活に合った支援を行ってまいります。その他、健康まつりや健康教室、健康相談などを通して正しい知識の普及や実践方法を習得する機会を提供し、健康づくりが容易にできる環境づくりを行ってまいります。また、個人の取組だけでなく、健康づくりに主体的に関わる住民の活動を支援し、身近な地域でのさらなる健康づくりが広がるよう推進するに加え、健康のまち長与の実現に向け、健康づくり運動を一大ムーブメントとして定着させるために効果的な事業の調査、研究、制度設計を進めてまいります。国民健康保険事業につきましては、高齢化の進展や医療の高度化により年々医療費が増加しており、平成27年度は支出に対して収入が大きく不足するという事態となりました。平成28年度に税率改定をさせていただき運営の健全化を図りましたが、依然厳しい状況が続いており、平成29年度も税率改定を実施させていただきます。医療費の抑制には被保険者の健康維持増進が不可欠であることから、平成27年度策定のデータヘルス計画に基づき効果的な保健事業を実施し、医療費適正化に努めてまいります。また、徴収業務につきましては、これまで以上にきめ細かい納付交渉や滞納処分など、厳格な収納対策を実施するなど収納率の向上と公平な負担の確保に努めてまいります。

次に介護保険事業でございます。全国的に増加傾向にある65歳以上の高齢者数が本町におきましても昨年1万人を突破し、おおよそ町民の4人に1人が65歳以上の高齢者となっております。今後とも増加傾向が伺えます。団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据え、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことが出来るよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築と併せて、介護が必要になっても住み慣れた地域で介護サービスを受けながら安心して暮らせるまちづくりをめざす長与町版地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を進めてまいります。取組といたしましては、介護保険制度の円滑な実施や介護予防と日常生活支援、生きがいくりの推進に加え、次の3項目を重点的に進めてまいります。まず1つ目に、医療介護連携の取組として昨年立ち上げました長与町在宅医療介護連携

推進協議会を開催し、現状の把握と課題の抽出をはじめ、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を目指し協議を進めてまいります。次に2つ目としまして、認知症施策の取組として、認知症の人ができる限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことが出来るよう、認知症の人やその家族を支援する認知症地域支援推進員を配置し、地域の実情に応じて認知症ケアの向上を図り、地域、医療、介護サービスと連携し効果的な支援が行われる体制の構築を行ってまいります。次に3つ目としまして、生活支援の取組として、高齢者の自立支援に係る情報提供や支援を必要とする高齢者のニーズに対し、各種団体等が提供している多様なサービスとのマッチングなど、地域で生活支援や介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う生活支援コーディネーターを配置し、一体的な生活支援となるよう体制の整備を図ってまいります。さらに長与町老人福祉計画・第6期介護保険事業計画を遂行しながら介護保険事業の健全な運営を図るとともに、平成29年度が当該計画の最終年度となるため平成30年度から32年度までの次期計画、第7期介護保険事業計画の策定に着手をしております。

続きまして建設産業部でございます。農業の振興につきましては、本町の特産品である柑橘のブランドを高めるため品質向上対策や優良苗木への更新事業を本年度も継続して行ってまいります。さらに、安全安心な農産物の提供により地産地消を促進する農産物直売所の充実に向け、野菜苗などの購入を補助する畑作物拡大事業や落葉果樹等苗木購入補助など今後も農家の所得向上に繋げてまいります。また、農山村部での有害鳥獣防止対策事業をはじめ、農地の耕作放棄地発生防止対策となる各種事業を展開してまいります。水産関係では、ヒラメ、ナマコなどの稚魚放流事業に加えまして、新たにカキ養殖の産地育成を図る取組や広域による大村湾の再生活動など支援してまいります。次に林業関係におきましては、県営事業による治山事業では嬉里郷の梶原地区や本川内郷の本川内地区ならびに平成29年度からは岡郷の佐敷川内地区も開始される予定であります。今後も県当局の指導を仰ぎ山地防災の強化を図ってまいります。続きまして商工観光関係でございますが、新たに創業塾の開催など起業しやすい環境づくりに取り組むとともに、今年開店される大型商業施設との共存共栄など、町内事業者の経営安定と販売力向上に向け、引き続き商工会と連携を図りながら各種支援事業を展開してまいります。その他、交流人口の拡大を図る長与シーサイドマルシェでは、大村湾沿いの長与シーサイドストリートと合わせ、今後も実行委員会と連携し町内外からの多くの来場者で賑わうイベントとして交流人口の増加と町の活性化に繋げてまいります。また、ふるさと長与応援寄附金事業では、寄附申し込みポータルサイトの拡大ならびに返礼品等の充実により、今年も全国の皆様方に応援していただけるよう努めてまいります。次に建設関係ですが、町道に架設されている橋梁を長寿命化修繕計画に基づき年次ごとに修繕を行いコスト縮減に努めてまいります。また、町道の維持管理につきましても計画的に舗装の補修、打ち替えを行ってまいります。安全で快適な地域社会事業につきましては、

安心安全な利用を行うために、経年劣化による法面等の補修を行ってまいります。町営住宅につきましては、長寿命化計画に基づき年次ごとに詳細点検、補修設計を行い、早期の修繕によるコスト削減に努めてまいります。中尾城公園をはじめとする公園等につきましては、憩い、安らぎの場として、より一層の維持管理に努めてまいります。県が現在施工している吉無田三根線の道路整備事業につきましては、早期完成に向け引き続き県への働きかけを行ってまいります。都市計画道路西高田線につきましては、フォーレツインキャッスル出口付近から高田踏切までの拡幅区間の調査設計を行い、早期完成を念頭に事業を進めてまいります。高田南土地区画整理事業につきましては、事業の長期化により地権者の方々には大変ご迷惑をおかけしておりますが、早期完成に向け努力をしております。

続きまして教育委員会でございます。心を育む教育と文化の創造に向け、次のような内容に取り組んでまいります。まず教育環境の充実といたしまして、洗切小学校体育館の屋根を改修し、防水対策と天井照明をLED照明に取り替えることにより省エネ、長寿命化を図るとともに、避難所としての防災機能強化を図り、安全安心な学校施設の環境整備に努めます。また、給食共同調理場のスチームコンベクションオーブンの取り替えを行い、幅広い調理が可能となることで栄養の改善及び健康の増進を図ってまいります。次にICT教育の推進につきましては、思考力、判断力、表現力を養い、空間的なイメージの把握や調査活動の記録や発表、生徒間の情報共有、共同学習を行い、魅力的な授業を展開することにより、学習意欲を高め学力向上へとつなげてまいります。その他新規事業といたしまして、英語力の定着と向上を目的にALT外国語指導助手の増員を図り、ALTと近隣大学の留学生を指導者に、外国人と英語で交流するコミュニケーション活動の場を提供し、英語学習に対する関心、意欲の向上を図るイングリッシュアドベンチャー事業を展開し、急速に進展しているグローバル化の世界に対応できる人材の育成を進めてまいります。生涯学習では引き続き、親子のふれあいをめざす子育て支援としてのブックスタート事業を推進するとともに、図書館ネットワークの構築を図り、各公民館における図書等の貸出サービスの向上に努め、各種講座等を開催し情報発信の充実を図ります。また、すなおで元気な長与っ子を育むための家庭教育10か条の啓発。人のぬくもりと心の豊かさが実感できるまちづくりをめざす人権教育啓発資料、ながよ人権12か月を活用し、人権意識の高揚を図るとともに人権教育を推進してまいります。なお、町民文化ホールをはじめとする文化施設の適正な維持管理を図り、優れた文化、芸術を鑑賞する環境整備に努めます。スポーツ振興でございますが、子育て支援体制の充実を図るため、子どもの遊び場づくりとして総合公園内に幼児から低学年を対象とした遊具の整備を行ってまいります。また、上長与体育館の屋根改良工事を実施し、防水対策を図るとともに、町民の方のニーズが高い長与シーサイドパークフットサルコートにナイター施設の整備を行い、多くの方にスポーツを楽しみながら健康づくりや仲間づくりができる場を提供してまいります。さらに幅広い年齢層の様々な目的にあった生涯

スポーツの普及振興に取り組み、町民に気軽に参加していただき、生きがいや健康づくりの意識の高揚を図ってまいります。昨年12月の定例議会におきまして負担の公平性、資源配分の適正化、租税負担の減少及び自主財源の確保の観点から受益者負担の原則を基本にし、公共施設の使用料を改定させていただきました。今後は管理運営体制の充実を図り、既存施設の有効活用や老朽化に伴う施設及び設備の計画的な改修、サービス向上に努めてまいります。

続きまして水道局関係でございます。水道事業、下水道事業ともに中長期計画等に基づいた事業を行うことで、将来にわたり健全な経営の下に安定的な事業を行ってまいりたいと考えております。水道事業は、町民の快適な生活を維持するための重要なライフラインの1つとして、安全で良質な水を安定供給することを最大の使命として取り組んでおります。平成29年度におきましては、中長期計画による老朽化した施設の更新及び配水管等の布設替えを行い、計画的な耐震化を図ってまいります。また、水源拡充対策を実施し、効率的な施設利用及び水源確保に努めるとともに、水質管理及び漏水対策につきましても充実を図り、適切な維持管理に努めてまいります。下水道事業は、町民の快適な生活環境を保持すると同時に、大村湾の水質保全に寄与することが求められております。平成29年度におきましては、高田南土地区画整理事業の工事進捗に併せて整備を推進してまいります。また、長寿命化計画により耐震化対策を含めた施設の改築、更新事業を計画的に行うとともに、汚水管渠の清掃、マンホールポンプ場の点検及び修繕、並びに浄化センターの運転管理による放流水の水質保全などの維持管理に努めてまいります。

大変長くなりましたけれども、以上が平成29年度の町政運営に対する基本的姿勢及び重点施策、主要事業等でございます。組織一丸となりまして幸福度日本一のまちづくりに邁進してまいります。議会をはじめ、町民皆様のご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

以上で施政方針を終わります。議題に入るに先立ち、お手元に配付されました資料について、正誤表差し替えの説明の申し出がっておりますので許可いたします。

総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

おはようございます。議員の皆様にお配りいたしました議案及び附属資料に誤りがございましたので、誠に申しわけございませんが差し替えをお願いいたします。差し替えをお願いいたしますのは、議案第6号の長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と、議案第17号の附属資料、平成29年度長与町一般会計予算に係る主要な施策に関する説明書でございます。

お手数をおかけいたしますが、よろしくをお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

次に、日程第 6、議案第 1 号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、日程第 7、議案第 2 号、長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第 8、議案第 3 号、長与町個人情報保護条例及び長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、日程第 9、議案第 4 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 10、議案第 5 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第 11、議案第 6 号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第 12、議案第 7 号、長与町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例、日程第 13、議案第 8 号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、日程第 14、議案第 9 号、長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 15、議案第 10 号、長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第 16、議案第 11 号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、日程第 17、議案第 12 号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを一括議題といたします。ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

ただいま一括提案となりました議案第 1 号から第 12 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。はじめに議案第 1 号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。本議案は、南高北部環境衛生組合が平成 29 年 3 月 31 日をもって解散し、長崎縣市町村総合事務組合から脱退することにより、本組合を組織する地方公共団体の数の減少と規約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。規約の変更点につきましては、別表第 1 及び別表第 2 から南高北部環境衛生組合の規定を削るもので、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものでございます。なお、組合規約は例規集に非掲載のため、参考資料として新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。

次に、議案第 2 号、長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、この条例は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に伴う介護保険法の一部改正及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に係る厚生労働省令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、地域密着型通所介護の基本方針を第 5 条の 2 に、指定療養通所介護の事業の基本方針を第 5 条の 3 とし、第 5 条の次にそれぞれの条文を追加するものであります。また、第 12 条の見出し及び同条中、複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改めるものでございます。なお、附則といたしまし

て、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第3号、長与町個人情報保護条例及び長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本条例はマイナンバーや特定個人情報に関する管理、運用について定める、いわゆる番号法の一部改正が平成29年5月30日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。主な改正点についてでございますけれども、平成29年7月から開始されます情報提供ネットワークシステムによる情報連携におきまして、自治体が条例で独自に定めるマイナンバー利用事務につきましても、新たに利用できる事務として追加されました。これによりまして、番号法に条例に基づく独自利用事務に関する規定が新たに追加されることから、番号法を引用する条例に条ずれが生じ、その引用条名を修正するものでございます。第1条において長与町個人情報保護条例の改正を、第2条において長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正を行うものです。本条例の施行期日につきましては、法の施行日となります平成29年5月30日となります。

次に、議案第4号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、今回の改正は地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業等の対象となる子、再度の育児休業及び育児短時間勤務ができる特別の事情並びに部分休業の承認の範囲を改めるほか、所要の規定整備を行うものでございます。改正内容といたしましては、第2条の2を加えることで、児童福祉法27条第1項第3号の規定による養育里親制度に基づき、養育委託された児童を育児休業の対象となる子として規定するとともに、第4条第2号及び第11条第2号において、養育委託された児童を養育したことで取り消された育児休業等について、その養育委託が解除された場合には取り消された育児休業又は育児短時間勤務を再度取得できる規定を新たに追加するものでございます。第19条は部分休業から除外される範囲に関しまして、労働基準法第67条で規定される育児時間に新たに介護時間を規定するものであります。なお、附則でございますが、施行日を平成29年4月1日としております。

次に、議案第5号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は、介護保険、児童福祉及び英語教育の分野における必要な職の人材確保を図るとともに、これに関係いたします箇所を整理を行うため、所要の改正を行うものでございます。介護保険の分野におきましては、高齢者になっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向け、専門的な知識を有する人材の配置が必要であることから地域包括ケアコーディネーターを新たに加えるとともに、長与町地域包括支援センターに係る特別職など介護保険課所管分を職務の内容により整理するものでございます。改正点についてでございます

が、介護保険専門員の報酬額を月額16万5,000円に改め、このうち認定調査の業務に係る専門員につきましては介護保険認定調査員Ⅰという名称に改め、従来の認定調査員につきましては介護保険認定調査員Ⅱという名称に改めております。次に、主任介護支援専門員につきましては、報酬額を勤務時間の変更に応じ月額20万5,600円に改めております。次に、介護支援専門員の項目につきましては、地域包括支援センターに配置する保健師や社会福祉士などの有資格者を包括支援センター専門員と名称を改め、勤務形態に応じて報酬額を定めております。また、地域包括ケアコーディネーターにつきましては、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業の業務に従事する職として報酬の額を月額20万5,600円といたしまして、新たに追加するものでございます。児童福祉の分野におきましては、現在実施しております子ども子育て利用者支援事業の母子保健型に加えて、地域の子育て支援事業の円滑な利用をコーディネートする基本型を追加し、子育て世代包括支援センター拡充を図ります。本事業は保健師や助産師、社会福祉士など専門知識を有する職員を配置するものと定められているため、本事業に従事する者を子育て相談専門員と統一して呼称することとし、その報酬額を改めるものでございます。英語教育の分野におきましては、語学指導等を行う外国青年招致事業に基づく外国語指導助手を任用するに当たり、項目を新たに追加するものでございます。本町の英語力向上を図るものであり、報酬の額は本事業を主宰する自治体国際化協会の定める任用規則に準拠しております。

次に、議案第6号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、今回の改正は、地方公務員法の改正において人事評価制度を任用、給与、分限等あらゆる人事管理の基礎として活用する義務が規定されたことに伴い、国家公務員と同様の人事運営を行う際に所要の改正を行うものです。改正内容といたしましては、第4条第4項及び第5項において、55歳以下の職員に対する昇給につきましては4号給を標準とし、55歳を超える職員の昇給に関しましては、勤務成績が特に良好である場合に限り行うことを基本として、規則に定める基準に従い、評価結果に応じて昇給数を割り振ることを規定しております。なお附則でございますが、施行日を平成29年4月1日としております。

次に、議案第7号、長与町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本条例の上位法である社会福祉法が改正されたことに伴うもので、第1条中、第56条第1項を第58条第1項に改めるものでございます。施行期日については、公布の日からとしております。

次に、議案第8号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして、現在粗大ごみの回収に関しましては、年2回の拠点回収により無料回収をいたしております。昨今、社会情勢の変化の中で多様な生活スタイルへの転換や核家族化及び高齢化の進展などにより、粗大ごみの戸別収集への需要も高まっております。こういった需要への対応と粗大ごみ排出者への負担の適正化を推進するため、粗大ごみ

の戸別有料収集を導入するものであり、それに伴い条文の整理を行うものでございます。附則といたしまして、施行日については平成29年7月1日といたしております。

次に、議案第9号、長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案につきましては、長与町上水道事業及び簡易水道事業における事業認可の変更及び長与町下水道事業における事業計画の変更を行うに際し、所要の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、第3条第2項第1号、第2号及び第3号におきまして、水道の給水区域の変更を行い、同条第3項及び第4項におきまして、計画給水人口及び計画1日最大給水量を改めるものでございます。また、同条第5項におきまして、下水道の排水区域の変更を行い、同条第6項及び第7項におきまして、排水人口及び排水区域面積を改めるものでございます。なお、附則でございますが、施行日を平成29年4月1日としております。

次に、議案第10号、長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、消防団員の報酬及び費用弁償は、従来より普通交付税の基準財政需要額に措置された額を参考に決定いたしておりますが、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律で要請されている消防団員の処遇の改善を図るため、年間報酬額を改定するものでございます。改正点といたしましては、団長報酬を10万円から11万5,000円に、副団長報酬を8万円から9万5,000円に、分団長報酬を5万1,000円から6万5,000円に、副分団長報酬を4万6,000円から4万8,000円に、部長報酬を3万8,000円から3万9,000円に、班長報酬を3万7,500円から3万8,000円に、団員報酬を3万6,500円から3万7,000円に、それぞれ増額するものでございます。附則につきましては、条例の施行日を平成29年4月1日と定めるものでございます。

続きまして、議案第11号、和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、まず説明に先立ちまして、今回の議案におきましては地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定にあります、議会の議決が必要な和解に関する事案、損害賠償の額を定めることにつきまして遺漏がありましたことに対しまして、深くお詫び申し上げます。経緯につきましては、平成28年第2回長与町議会定例会におきまして議決をいただきました、中尾城公園のスパイラルスライダーにおける和解及び損害賠償の議案を上程させていただいた際、他の事故についても調査し、精査をいたしました。その上で議決が必要な事案が判明いたしましたので、今回、上程させていただいた次第でございます。私どもの認識不足により、町道の破損や側溝蓋の跳ね上がりによる車両の損傷、公用車の衝突事故などにおいては、予算計上しております総合賠償補償保険などの保険により全て支払われるため、議決を経ずに慣例的に事務処理を行ってまいりました。今回、議案に計上しております事案につきましては、文書の廃棄等により事案の概要が不明確なものを除いた平成24年度以降の事案を別紙として計上いたしました。なお、相手方につきましては、損害を与えている点を考慮し、氏名をアルファベットで記載しており

ます。保険別に説明いたしますと、町が所有、使用、管理する施設の瑕疵や業務遂行に起因する偶発的な事故等における損害に対応する総合賠償補償保険適用分が10件、町が管理、使用している公用車の対物賠償にかかる自動車共済適用分が10件、下水道賠償責任保険適用分が1件となります。年度別件数で言いますと、平成24年度が3件、平成25年度が4件、平成26年度が2件、平成27年度が5件、平成28年度は年度途中ではございますが7件となり、全て保険により支払われておるところでございます。今後は、このような不適切な事務処理が二度とおこらないよう、法令遵守を徹底し、再発防止に努めてまいります。今回の議案につきましては、追認を求める議案という不適切な提案となりましたことにつきまして、再度深くお詫び申し上げます。

次に、議案第12号、和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、本議案は、窓口での対応が不十分だった事により、町が管理しております暗渠排水管を破損させた事故に関しまして、損害賠償の相手方との間で和解及び損害賠償の額が合意いたしましたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決をお願いするものであります。事故の概要は、平成28年4月22日個人所有の吉無田郷地内の建設用地におきまして、暗渠排水管の有無について確認を行った相手方に対し、町の不十分な対応により発生した事故であり、敷地内に布設しておりました町が管理する暗渠排水管を破損させ、その侵出水により地盤に影響を与えたため、その対策を行うための追加工事及び工事完成に遅延を生じさせたものであります。

和解の内容は、町は相手方に対して、追加工事となった地盤改良、埋設物撤去工事費として756万円、テナントとして入居予定である相手方の賃借人に対し発生した物件引き渡しの遅延による損害賠償金92万7,406円、総額848万7,406円を賠償し、相手方は本件事故に係るその余の請求を放棄し、本件損害賠償の他、町と相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認するものであります。

以上が、提案内容でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時30分～10時45分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第18、議案第13号、平成28年度長与町一般会計補正予算（第5号）、日程第19、議案第14号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、日程第20、議案第15号、平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第21、議案第16号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）を一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

ただいま一括提案となりました議案第13号から第16号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。はじめに、議案第13号、平成28年度長与町一般会計補正予算（第5号）につきまして、予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ821万8千円を追加いたしまして、補正後の総額を130億6,376万円とするものでございます。補正の主な内容につきましては、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。歳入の1款町税では、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税及び都市計画税の現年課税分を増額計上いたしております。8款地方特例交付金は交付額の決定により計上。9款地方交付税は、交付額の予算未計上分を計上いたしました。13款国庫支出金では、社会保障・税番号システム改修費補助金を増額計上。また、道路橋りょう費補助金につきましては、交付額の確定により減額計上いたしております。14款県支出金では、長崎鳥獣被害防止総合対策事業費補助金の減額。また、個人県民税徴収取扱費委託金、市町村権限移譲等交付金などを実績見込みや交付予定額により増額計上いたしております。15款財産収入では、財政調整基金をはじめ、各基金の運用収入を増額計上いたしております。16款寄附金では、社会福祉費寄附金1件、小学校費寄附金1件、社会教育費寄附金1件、ふるさと長与応援寄附金1,592件のご寄附について計上させていただいております。17款繰入金では、財政調整基金、減債基金及び教育振興基金を減額計上いたしております。19款諸収入には、過年度長与・時津環境施設組合運営負担金清算金などを増額計上いたしております。20款町債では、事業費の減額に伴う充当起債の減額分を計上いたしております。

続いて、4ページからの歳出の主なものをご説明いたします。歳出では、育児休業者6名、病気休職者1名分の給料、職員手当、共済費及び未執行選挙における時間外勤務手当などの人件費について減額補正いたしております。次に、職員人件費以外の補正につきまして、主なものをご説明いたします。1款議会費では費用弁償等の減額、2款総務費では、長崎県派遣職員負担金の増額、電子計算機及び周辺機器等リース料の減額、ふるさとづくり基金への積立金の計上、未執行による長与町長選挙費、長崎県南部海区漁業調整委員会委員選挙費の減額。3款民生費では、長与町社会福祉協議会運営補助金及び長与町後期高齢者医療特別会計繰出金を増額計上いたしております。4款衛生費では、長与・時津環境施設組合負担金及び下水道施設事業費負担金の増額。5款労働費では、働く婦人の家業務管理委託料を減額。6款農林水産業費では、農畜産物加工処理施設解体工事費及びながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金の減額。7款商工費では、信用保証料補給補助金の減額などを計上いたしました。土木費では、補助金の確定による町道等維持補修工事費の減額。西彼中央土地開発公社が所有する土地の購入費を計上。

そして、工事費の確定による百合野児童公園整備工事費の減額などを計上いたしております。5ページの9款消防費では、入札による防災行政無線デジタル化整備工事経費及び小型動力ポンプ付積載車購入費の減額などを計上。10款教育費では、教育振興基金への積立金を計上。また、入札による町民文化ホールの管理経費及び町民文化ホール改修工事費を減額計上いたしております。12款公債費では、地方債に係る元金償還金及び利子の最終見込みによる補正額を計上。13款諸支出金では、土地開発基金への積立金を計上いたしております。以上が歳入歳出予算補正の主な内容でございます。続いて6ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費では、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業費負担金以下7件につきまして、年度内の完了が困難であると見込まれる繰越予定額をお願いいたしております。7ページをお願いいたします。第3表、地方債補正では、市街地整備総合交付金事業以下3件については限度額の変更をお願いいたしております。

以上が補正の主な内容でございます。議案のあとに平成28年度長与町一般会計補正予算（第5号）に関する説明書を添付いたしておりますので、ご参照ください。

続きまして、議案第14号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億7,910万6千円を減額しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ48億9,944万2千円とするものでございます。それでは、歳入につきまして説明いたします。予算書の2ページをお開き下さい。3款国庫負担金1項国庫負担金は、高額医療費共同事業拠出金の額の確定により、負担金の額も確定いたしましたので16万3千円を減額計上いたしております。なお、6款県負担金でも同額を計上いたしております。4款療養給付費交付金は、退職被保険者の医療費等にかかる交付金の額が確定いたしましたので2,722万9千円を増額計上いたしております。7款共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の額確定により1億2,449万9千円を減額計上いたしております。11款諸収入3項雑入は、歳出の保険給付費が減額されたことにより8,241万5千円を減額計上いたしております。

歳出につきまして説明いたします。3ページをお開き下さい。1款総務費1項総務管理費につきましては支出見込額により70万円を増額計上いたしております。2款保険給付費1項療養諸費につきましては支出見込額により1億3,405万7千円を減額計上いたしております。7款共同事業拠出金につきましては、高額共同事業及び保険財政共同安定化事業の拠出金の額が確定いたしましたので4,574万9千円の減額補正をいたしております。以上が今回の補正の主な内容でございます。なお、説明資料といたしまして平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）に関する説明書を添付しておりますので、ご参照願います。

続きまして、議案第15号、平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳

出それぞれ638万8千円を増額しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,052万4千円とするものでございます。それでは、歳入につきまして説明をいたします。予算書の2ページをお開き下さい。1款後期高齢者医療保険料は、歳入見込額により562万3千円を増額計上いたしております。3款繰入金は、保険基盤安定繰入金の額の確定により76万5千円を増額計上いたしております。次に歳出につきまして説明いたします。3ページをお開き下さい。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出見込額により638万8千円を増額計上いたしております。以上が今回の補正の主な内容でございます。なお、説明資料といたしまして平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に関する説明書を添付しておりますのでご参照願います。

次に、議案第16号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は繰越明許費の計上を行うものでございます。続きまして2ページをお開きください。繰越明許費として、高田南土地区画整理事業で4億6,836万7千円をお願いいたしております。主な内容につきましては、工事3件となっております。

以上が今回の補正予算の主な内容でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

次に、日程第22、議案第17号、平成29年度長与町一般会計予算、日程第23、議案第18号、平成29年度長与町駐車場事業特別会計予算、日程第24、議案第19号、平成29年度長与町国民健康保険特別会計予算、日程第25、議案第20号、平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計予算、日程第26、議案第21号、平成29年度長与町介護保険特別会計予算、日程第27、議案第22号、平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算、日程第28、議案第23号、平成29年度長与町水道事業会計予算、日程第29、議案第24号、平成29年度長与町下水道事業会計予算を一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

ただいま一括提案となりました議案第17号から第24号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。はじめに議案第17号、平成29年度長与町一般会計予算につきまして、予算書の1ページをお願いいたします。平成29年度一般会計予算の総額を122億130万円といたしております。この予算規模は平成28年度に比べて9,457万7千円、率にして約0.8%の増となっております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから7ページまでの第1表、歳入歳出予算に記載しておりますが、その主なものをご説明いたします。

歳入の1款町税は、43億5,688万4千円を計上いたしました。前年度比8,91

5万7千円の増額でございます。個人町民税と固定資産税の増額が主な要因でございます。2款地方譲与税から8款地方特例交付金までについては、平成27年度決算額及び平成28年度の歳入状況を考慮し、合わせて2,750万円の増額で計上いたしました。3ページの9款地方交付税と10款交通安全対策特別交付金は前年度同額を計上いたしております。11款分担金及び負担金では、児童福祉費負担金の保育料、清掃費負担金の長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金など2億5,541万円を計上いたしております。前年度比2,146万4千円の増額でございます。12款使用料及び手数料では、児童福祉使用料、都市計画使用料、住宅使用料やごみ収集手数料など、合わせて1億7,969万6千円を計上いたしました。前年度比947万円の増額でございます。13款国庫支出金は、保育所等整備交付金及び障害者自立支援給付費負担金、道路橋りょう費補助金など17億8,608万5千円を計上いたしました。前年度比1億6,297万1千円の減額でございます。これは、西高田線街路事業に係る活力創出基盤整備総合交付金の減額が主な要因となっております。14款県支出金は8億8,606万6千円を計上いたしております。前年度比1億363万3千円の増額であります。内容は社会福祉費負担金及び保育所運営費負担金の増額などが主な要因となっております。15款財産収入は113万3千円であります。16款寄附金は、ふるさと長与応援寄附金を2,000万円と見込んで予算計上しております。4ページをお願いいたします。17款繰入金は1項特別会計繰入金のほか、2項基金繰入金につきましては、財源調整としての財政調整基金及び減債基金からの繰入と特定目的基金からの繰入を合わせて9億1,767万円を計上いたしております。前年度比2億4,322万6千円の増で財政調整基金及び減債基金からの繰入を増額したことが主な要因でございます。18款繰越金は前年度と同額計上でございます。19款諸収入では1億2,974万8千円を計上いたしました。前年度比1,718万1千円の増額計上であります。20款町債は10億3,260万円を計上いたしました。前年度比2億7,400万円の減額となっております。

次に5ページからの歳出につきまして、主な内容をご説明申し上げます。1款議会費では1億3,824万2千円の計上で、前年度比42万3千円の増額となっております。2款総務費は12億4,660万6千円で、前年度比1,751万6千円の増額となっております。1項総務管理費での公共施設劣化状況調査業務委託料及び2項徴税费でのふるさと納税関連経費の計上が主な要因でございます。3款民生費は49億4,035万3千円で、前年度比3億9,432万9千円の増額となっております。1項社会福祉費の障害者福祉費及び国民健康保険費の増額、2項児童福祉費の児童福祉総務費及び児童福祉運営費の増額が主な要因であります。4款衛生費は9億4,201万6千円の計上で前年度比2,282万円の増額となっております。1項保健衛生費での感染症予防費の増額が主な要因でございます。5款労働費は3,346万9千円で、前年度比131万3千円の減額計上でございます。6款農林水産業費は1億9,900万6千円で、前年度比1,196万6千円の増額計上でございます。6ページをお願いいたします。7

款商工費は6,643万6千円で、前年度比166万円の増額計上でございます。8款土木費は17億621万4千円で、前年度比6,868万5千円の減額計上でございます。主な増減としては、2項道路橋りょう費での道路維持費の増及び5項都市計画費での土地区画整理費の増、そして西高田線街路事業費の減額によるものであります。9款消防費は3億9,010万1千円で、前年度比3億4,144万7千円の減額計上をいたしております。消防施設費での防災行政無線デジタル化事業の完了が減額の主な要因であります。10款教育費は11億1,529万3千円で、前年度比3,047万9千円の減額計上となっております。主な増減としては、3項中学校費の屋内運動場整備工事及び校舎整備工事が平成28年度に完了し減額した一方、新たに2項小学校費において屋内運動場整備工事及び校舎整備工事が増額したことによるものでございます。11款災害復旧費は1,210万円で、前年度と同額を計上いたしております。7ページの12款公債費は13億9,146万3千円の計上で、前年度比8,778万7千円の増額計上であります。13款諸支出金及び14款予備費は前年度と同額を計上しております。以上が歳入歳出予算の主な内容でございます。8ページをお願いいたします。第2表、地方債では地域活性化事業以下8件について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

以上が当初予算の主な内容でございます。議案のあとに平成29年度長与町一般会計予算に関する説明書を添付いたしております。また、平成29年度長与町一般会計予算にかかる主要な施策に関する説明書につきましても併せてご参照ください。

次に、議案第18号、平成29年度長与町駐車場事業特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開き願います。平成29年度の駐車場事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ703万6千円とするものでございます。この予算額は前年度より10万4千円、1.5%の増額となっております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。第2条の一時借入金借り入れの最高額は500万円と定めております。それでは、歳入につきまして説明いたします。2ページをお開き願います。歳入の主なものとしましては、1款使用料及び手数料1項使用料703万3千円を計上しております。次に、歳出についてご説明いたします。3ページをお開き願います。1款総務費1項総務管理費は673万5千円を計上しておりますが、駐車場管理委託料が主なものがございます。2項繰出金は存目としております。2款予備費は30万円を計上いたしております。なお、本予算の内容につきましては、予算に関する説明書を添付しておりますので、ご参照願います。

続きまして、議案第19号、平成29年度長与町国民健康保険特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開き下さい。第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,043万5千円と定めるものでございます。この予算額は前年度より2.9%の減額となっております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。第2条の一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定めてお

ります。第3条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。

それでは、歳入からご説明いたします。予算書の2ページをお開き願います。1款国民健康保険税は前年度比6,417万8千円、7.5%の増額を見込み計上しております。これにつきましては、昨年12月議会でご承認をいただきました国保税の税率改定に準じて算出した結果となっております。3款国庫支出金1項国庫負担金は、医療費や後期高齢者支援金などの支出見込額により4.3%減の7億1,634万9千円を計上しております。2項国庫補助金は、一般被保険者の医療費の支出見込額等により12.3%減の3億3,246万6千円を計上いたしております。4款療養給付費交付金は、退職被保険者にかかる医療費や後期高齢者支援金等の支出に対して交付されるものですが、平成27年度から新規加入者への適用ができなくなったため対象者が大幅に減少しております。その為、前年比11.6%減の4,299万6千円を計上いたしております。5款前期高齢者交付金は、27年度精算額を含め、前年度比4.0%減の12億4,199万2千円を計上いたしております。6款県支出金1項県負担金は高額医療費共同事業負担金3,276万円と特定健康診査等負担金812万3千円の合計額で、同額を国庫負担金にも計上いたしております。2項県補助金は保険給付費や特別調整交付金などの見込みにより算定したもので、前年度比21.2%減となっております。7款共同事業交付金は前年比2.5%減で計上いたしております。一般被保険者の医療費の減少により交付金対象医療費も減額するものと見込んでおります。9款繰入金1項他会計繰入金は一般会計繰入金で、前年度比8.8%増を計上いたしております。3ページをお開き下さい。11款諸収入3項雑入は5.8%増を計上いたしております。

次に、歳出について説明をいたします。4ページをお開き下さい。1款総務費は23.1%の増となっております。主なものとして、平成30年度から始まる新たな国民健康保険制度へ向けてシステムの改修を行うための委託料となっております。2款保険給付費は前年度比7.2%の減となっております。こちらは、全体の被保険者数の減少及び平成28年度の保険給付費の支払い状況を加味して計上したものでございます。3款後期高齢者支援金は前年度比0.1%の増で、平成29年度概算分と平成27年度精算分を計上いたしております。4款前期高齢者納付金は27年度精算額を含め174万2千円で計上いたしております。6款介護納付金は前年度比3.4%の減となっております。これも平成29年度概算分と平成27年度の精算分を計上いたしております。7款共同事業拠出金は前年度比7.3%の増で、平成25年度から平成27年度の対象医療費を県内の全被保険者で按分して算出されております。4ページ下段から5ページにわたりますが、8款保健事業費1項特定健康診査等事業費は前年度比22.7%の増となっております。平成29年度の健診受診率と保健指導実施率の目標をそれぞれ60%として計上いたしております。2項保健事業費は前年度比9.9%の減となっております。現在、介護保険課では訪問看護を行っている看護師1名分の報酬費を国保会計で計上していましたが、介護保険課の方で計上することになりました。また、機能回復訓練事業も国

の補助金対象外となりましたので中止といたしております。10款公債費につきましては、一時借入金の子として前年度と同額を計上いたしております。11款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、過年度療養給付費負担金返還金3千万円を含んでおります。これは平成27年度の決算額を参考に計上しております。12款予備費につきましては、前年度より42.9%減、1,500万円を計上いたしております。以上が当初予算の主な内容でございます。なお、説明資料といたしまして平成29年度長与町国民健康保険特別会計予算に関する説明書を添付いたしましたので、ご参照願います。

次に、議案第20号、平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。第1条において、平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,484万8千円といたしております。この予算規模は、前年度に比べて2,274万9千円の5.1%増となっております。それでは、歳入からご説明をいたします。予算書の2ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料は3億7,442万3千円を計上いたしております。前年度に比べ5.1%の増となっております。2款使用料及び手数料は督促手数料でございます。3款繰入金8,964万1千円は一般会計からの繰入金で、事務費繰入金として1,901万1千円、保険基盤安定繰入金7,063万円を計上いたしております。4款繰越金は存目計上でございます。5款諸収入は償還金及び還付加算金のほかは存目計上でございます。次に、歳出についてご説明をいたします。予算書の3ページをお開き下さい。1款総務費1項総務管理費327万3千円は一般事務に係る経費を計上しております。2項徴収費204万9千円は徴収に係る経費を計上しております。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金4億5,777万6千円は、広域連合への保険料等の納付金でございます。3款諸支出金1項償還金及び還付加算金は74万9千円、2項繰出金は存目計上でございます。4款予備費は100万円を計上いたしております。以上が当初予算の主な内容でございます。なお、説明資料といたしまして平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書を添付いたしておりますので、ご参照願います。

次に、議案第21号、平成29年度長与町介護保険特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。第1条第1項において、平成29年度保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ31億4,984万4千円、介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ2,373万8千円といたしております。この予算規模は前年度と比べて、保険事業勘定が1億9,812万5千円の6.7%増、介護サービス事業勘定が103万2千円の4.5%の増となっております。

それでは、歳入歳出について、保険事業勘定からご説明をいたします。予算書の2ページをお開きください。保険事業勘定の歳入でございます。1款保険料では、第1号被保険者の保険料7億5,043万1千円を計上いたしております。2款使用料及び手数料は督促手数料でございます。3款国庫支出金1項国庫負担金は介護給付費負担金5億4,828万4千円を、2項国庫補助金は調整交付金及び地域支援事業交付金1億2,1

10万円を計上しております。4款支払基金交付金は第2号被保険者の保険料相当分で、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金8億4,791万円を計上いたしております。5款県支出金1項県負担金は介護給付費負担金3億9,524万1千円を、2項県補助金は地域支援事業交付金2,629万3千円を計上しております。6款財産収入は存目計上でございます。7款繰入金1項一般会計繰入金は、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、その他一般会計繰入金及び低所得者に対する保険料軽減措置分の公費負担分繰入金として低所得者保険料軽減繰入金を加え合計4億5,051万5千円を、2項基金繰入金は存目計上としてそれぞれ計上しております。8款繰越金は1,000万円を計上いたしております。9款諸収入は、すべて存目計上でございます。

次に、歳出でございますが、3ページをお開き下さい。1款総務費1項総務管理費は1,006万4千円を計上いたしております。2項徴収費は、介護保険料徴収嘱託員報酬のほか、納付書郵便料、コンビニ収納手数料等を含め446万7千円を計上しております。3項介護認定審査会費は認定審査会及び認定調査に係る経費3,450万1千円を計上いたしております。4項趣旨普及費は56万7千円を計上いたしております。5項介護保険運営協議会費は、老人福祉計画・介護保険事業計画策定委託料を含め614万円を計上いたしております。2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、介護要支援及び要介護の認定を受けた方が利用するサービス費を支払う経費として29億315万2千円を計上いたしております。3款地域支援事業費は、1項介護予防・生活支援サービス事業費として1億709万3千円、2項一般介護予防事業費は1,800万3千円、3項包括的支援事業・任意事業費は5,464万5千円を、それぞれ計上いたしております。4款基金積立金は存目計上でございます。5款公債費は50万円を計上いたしております。6款諸支出金は保険料還付金等で71万1千円を計上いたしております。7款予備費は1,000万円を計上いたしております。

次に、介護サービス事業勘定について、ご説明いたします。4ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入でございます。1款サービス収入1項介護予防給付費収入は、地域包括支援センターが行う要支援1、要支援2の方のケアプラン作成及び総合事業対象者の方の介護予防ケアマネジメント作成に係る収入として2,373万6千円を計上いたしております。2款繰越金及び3款諸収入については存目計上でございます。次に、歳出でございますが5ページをお開き下さい。1款事業費1項指定介護予防支援事業費は、ケアマネージャーの報酬、居宅事業者へのケアプラン作成委託料など、2,154万5千円を計上いたしております。2項介護予防・日常生活支援総合事業費は、介護予防ケアマネジメント作成委託料219万3千円を計上いたしております。

以上が、当初予算の主な内容でございます。なお、説明資料といたしまして平成29年度長与町介護保険特別会計予算に関する説明書を添付いたしておりますので、ご参照願います。

続きまして、議案第22号、平成29年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業

特別会計予算につきまして、予算書の1ページをお開きください。平成29年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億3,423万6千円で事業の推進を図りたいと考えております。歳入歳出の主なものについて、ご説明いたします。

2ページをお開きください。歳入の1款国庫支出金1項国庫補助金として高田南土地地区画整理事業費補助金2億5,450万円を計上いたしております。2款県支出金1項県補助金ですが、高田南土地地区画整理事業費補助金として5,000万円を計上いたしております。3款繰入金1項一般会計繰入金は7億2,773万2千円を計上いたしております。4款繰越金1項繰越金は200万円を計上いたしております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。3ページをお開きください。1款土木費1項都市計画費は9億4,522万2千円を計上いたしております。事業内容としましては、高田南土地地区画整理事業地区内において、主に南東部地区での工事の進捗を図る予定となっております。2款公債費1項公債費につきましては、起債償還金8,701万4千円を計上いたしております。3款予備費1項予備費は200万円を計上いたしております。以上が、当初予算の主な内容でございます。なお、議案のあとに説明書を添付しておりますので、ご参照願います。

続きまして、議案第23号、平成29年度長与町水道事業会計予算につきまして、予算書の1ページをお開き願います。第2条の業務の予定量としまして、平成29年度末給水戸数を1万5,770戸、年間総給水量を369万3,858立方メートル、一日平均給水量を1万120立方メートルと見込んでおります。また、主要な建設改良事業として1億9,000万円を行う予定としております。

第3条の収益的収入及び支出の収入では、第1款水道事業収益7億9,685万9千円を見込んでおります。この主なものとしまして営業収益の7億1,369万1千円、主に水道料金6億8,764万7千円でございます。営業外収益では8,315万8千円、主なものは長期前受金戻入7,903万2千円でございます。支出では、第1款水道事業費用7億479万7千円を予定しております。主なものとしまして営業費用の6億7,548万2千円でございます。主な内訳としまして水道施設等の維持管理等に関する費用として原水及び浄水費、また減価償却費として5億6,893万2千円などを計上しています。営業外費用では1,444万5千円を計上しており、主に企業債利息及び消費税等に要する費用となっております。その他、特別損失、予備費を計上しております。

第4条の資本的収入及び支出の収入では、第1款資本的収入1億8,843万円を見込んでおります。これは、企業債の1億7千万円と高田地区高田南配水管布設工事に伴う負担金及び分岐工事負担金の1,843万円を予定しております。支出では、第1款資本的支出6億3,355万1千円を予定いたしております。この主なものは、三根・本川内間導・配水管布設工事及び水道施設遠方監視システム更新工事などの建設改良費5億1,821万1千円及び企業債償還金1億1,334万円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億4,512万1千円は、当年度分消費税

及び地方消費税資本的収支調整額3,568万1千円、当年度分損益勘定留保資金1億3,396万2千円、減債積立金1億1,334万円及び建設改良積立金1億6,213万8千円から補てんする予定でございます。

2ページをお開き願います。第5条の企業債につきましては水道施設整備の事業費に充てる目的で1億7,000万円起債を予定しております。第6条の一時借入金につきましては借入限度額を3億円としております。第7条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用及び特別損失間において予算の流用を可能とすることをお願いするものでございます。第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費1億2,889万円及び交際費10万円を予定いたしております。第9条のたな卸資産購入限度額につきましては、739万2千円を予定いたしております。

以上が、当初予算の主な内容でございます。なお、議案の後に平成29年度長与町水道事業会計予算に関する説明書を添付いたしておりますので、ご参照願います。

続きまして、議案第24号、平成29年度長与町下水道事業会計予算につきまして、予算書の1ページをお開き願います。第2条の業務の予定量としまして、年度末排水戸数を1万5,740戸、年間総排水量を424万5,867立方メートル、一日平均排水量を1万1,633立方メートルと見込んでおります。また、建設改良事業として4億811万円を予定し、国庫補助対象事業として2億6,639万1千円を行う予定としております。

第3条の収益的収入及び支出の収入では、第1款下水道事業収益として10億4,470万3千円を見込んでおります。この主なものとしまして営業収益の6億7,203万1千円、主に下水道使用料6億6,904万3千円でございます。営業外収益では3億7,267万1千円、主なものは一般会計負担金1億4,800万円及び長期前受金戻入2億2,372万円でございます。支出では第1款下水道事業費用10億2,590万5千円を予定しております。主なものとしまして営業費用の9億2,132万6千円でございます。営業費用の主な内訳としまして、下水道施設の維持管理等に関する費用として、管渠費、処理場費、また減価償却費として4億4,596万4千円などを計上しております。営業外費用では9,627万9千円を計上しており、主に企業債利息及び消費税等に要する費用となっております。その他、特別損失、予備費を計上しております。

第4条の資本的収入及び支出の収入では、第1款資本的収入3億3,618万2千円を見込んでおります。内訳としましては、建設改良費への充当分として企業債1億9,252万1千円、国庫補助金1億4,269万8千円、また受益者負担金の96万3千円を見込んでおります。支出では第1款資本的支出6億3,569万8千円を予定しております。内訳といたしまして、建設改良費4億1,027万円、企業債償還金2億2,442万8千円、その他予備費の100万円でございます。主な建設改良事業といたしまして、長与浄化センターの長寿命化計画及び耐震対策にかかる事業やストックマネジ

メント計画策定業務、また、汚水管渠等の下水処理施設にかかる管渠の改築、更新事業を行う予定といたしております。以上により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億9,951万6千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,852万4千円、過年度分損益勘定留保資金5,656万4千円及び減債積立金2億2,442万8千円で補てんする予定といたしております。

第5条の債務負担行為につきましては、水洗便所改造資金に対する利子補給補助金として、住民が借り入れた資金に対して平成30年度から平成34年度までの期間に金融機関へ支払う利息相当額を限度額とし、債務の負担を行う予定といたしております。上記事業に伴い、借入資金に対する債務不履行時の損失補償として、借入金の償還期限到来後3か月を経過した日から履行の日までの期間につき、元金及び遅延利息の合計額を限度額とし債務の負担を行う予定といたしております。また、平成29年度から平成30年度までの期間に行われます長与浄化センター改築工事の委託料につき、平成30年度施工分4億2,000万円を限度額として債務の負担を行う予定といたしております。2ページをお開き願います。第6条、企業債の発行につきましては、建設改良費に伴う企業債として1億9,252万1千円を証書発行により、年利率5%以内で借入を行う予定といたしました。第7条の一時借入金につきましては、借入限度額を3億円といたしております。第8条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用、営業外費用及び特別損失間において予算の流用を可能とすることをお願いするものです。第9条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費7,145万1千円及び交際費10万円を予定しています。以上が、当初予算の主な内容でございます。なお、議案のあとに長与町下水道事業会計予算に関する説明書を添付いたしております。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

次に、日程第30、議案第25号、人権擁護委員の推薦について、日程第31、議案第26号、人権擁護委員の推薦についてを一括議題といたします。ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、議案第25号及び第26号の提案理由をご説明をいたします。はじめに議案第25号、人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。平成26年7月1日から現在にいたるまでの1期、人権擁護委員としてご尽力を賜りました芳田眞一氏の任期が、本年の6月末日をもって満了となります。今回、芳田氏を再度、法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。芳田氏は、平成22年3月に町立長与南小学校長を最後に退職されるまで教育現場で学校教育に尽力され、また、平成26年12月からは長崎大学非常勤講師として、県内の小中学校において科学の実験や講義を実施し、子ども達の学

習意欲の向上を図るなど、教育の振興に尽力されている方です。その他住所等につきましてはお手元の議案書に記載のとおりでございます。

続きまして、議案第26号人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。今回、新たに木島和美氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。木島氏は、昭和53年より長与町職員として勤務され、福祉関係の窓口やDV対応などの相談業務を担当し、住民福祉の向上に尽力されました。また、退職後の平成28年4月より、福祉課の再任用短時間職員として、知識経験を活かした相談業務などを担当しております。その他住所等につきましてはお手元の議案書に記載のとおりです。人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深いご理解のある方々と確信しておりますので、よろしくご推薦くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。なお、13時より全員協議会を会議室で行いますので、議員の皆様方はお集まりください。

（散会 11時34分）